

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○埼玉県人事行政の運営等の状況の公表 (人事課) 一

告示

埼玉県告示第十六百一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条例第四号)第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成18年度)

(単位:人)

区分	採用	退職					免職		合計
		定年	勅奨	普通	死亡	任満引	分限	懲戒	
職種									
一般行政職	255	220	108	85	13	96		2	524
研究職	7	16	1	2		2			21
医療職	38	11	14	30		8			63
技能労務職	10	51	6			6			63
教育職	1,121	595	513	338	28	94	1	6	1,576
警察職	736	179	286	11		547			1,644
企業職	182	17	11	132	1	3			164
合計	2,349	980	832	873	53	209	1	9	2,958
(構成比)	(33.1%)	(28.1%)	(29.5%)	(1.8%)	(7.1%)	(0.0%)	(0.3%)	(0.0%)	(100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究連絡科業務担当者

医療職・・・医療連絡科業務(一)、医療連絡科業務(二)及び医療連絡科業務(三)の各担当者

技能労務職・・・技能連絡科業務担当者

教育職・・・大学連絡科業務、教育連絡科業務(一)及び教育連絡科業務(二)の各担当者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安連絡科業務担当者

企業職・・・企業連絡科業務(一)、企業連絡科業務(二)、企業連絡科業務(三)、企業連絡科業務(四)及び企業連絡科業務(五)の各担当者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります。なお、0.0は表裏単位に満たないものを示します(以下同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況(平成18年度)

<知事等>

(単位:人)

区分	昇任					降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	
一般行政職	116	122	98	63	42	24
研究職	3	12	4	7	1	
医療職	10	8	8	1		
技能労務職	6					
教育職		1		1		
企業職	57	24	29	8	7	2
合計	192	167	139	80	50	26
(構成比)	(29.0%)	(25.2%)	(21.0%)	(12.1%)	(7.5%)	(3.9%)
						(1.4%)

(注) 知事等は、任命者が、知事、議長、選挙管理委員会代表議員、人事委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者であることを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

(単位:人)

区分	昇任					降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	
一般行政職	32	78	34	8	3	7
医療職	5	21				
技能労務職	6					
教育職			5			
合計	43	99	39	8	3	7
(構成比)	(21.5%)	(49.5%)	(19.5%)	(4.0%)	(1.5%)	(3.5%)
						(0.5%)

(単位：人)

区分	昇任	降任
教頭	校長	
教育職(教員)	172	145
合計	172	145
(構成比)	(54.3%)	(45.7%)

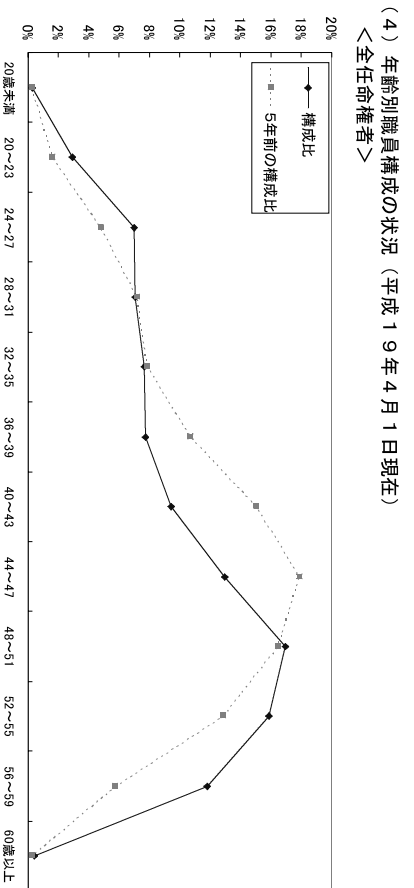
<警察本部長> (単位：人)

区分	昇任	降任
巡査部長	警部補	警視
主任	係長	課長補佐
調査官	調査官	調査官
一般行政職	24	13
研究職	1	2
警察職	370	258
合計	395	273
(構成比)	(48.2%)	(33.3%)
	(12.0%)	(4.3%)
		(2.3%)

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在 単位：人)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成18年	平成19年		
一般会務	67	66	▲1	自動車運転業務の見直し
総務	1,334	1,290	▲44	FIBA国際バスケボール大会の終了など
税務	703	683	▲20	納税業務の見直しなど
民生	1,001	1,005	▲4	少子化対策の強化など
衛生	1,388	1,371	▲17	保健所の体制見直しなど
商工	413	402	▲11	企業誘致推進体制の見直しなど
労働	208	196	▲12	労働相談業務の見直しなど
農林水産	1,188	1,148	▲40	試験研究機関の体制見直しなど
土木	1,580	1,539	▲41	県土整備事務所の体制見直しなど
小計	7,882	7,700	▲182	
特別行政	42,747	42,446	▲301	生徒数の減少に伴う高等学校教職員の減員など
行部門	11,682	11,815	▲133	警察官の増員
小計	54,429	54,261	▲168	
公営企業	1,668	1,708	▲40	診療報酬改定に伴う看護師の増員など
水道	344	340	▲4	浄水場施設維持管理業務の見直しなど
その他	203	193	▲10	工業団地分譲業務の縮小など
小計	2,215	2,241	▲26	
合計	64,526	64,202	▲324	

(注) この表区分は総務常定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に集計したもので、定数案上の定数と異なります。



(5) 定数削減計画の数値目標及び進捗状況

定数削減計画の概要

平成17年2月に策定した行政改革プログラムに定数削減計画を位置付け、県民サービスの低下をきたさないよう配慮しながら、事務事業の見直し、電子県庁の推進による事務の効率化などにより定数削減を行い、簡素で効率的な組織の整備を図ることとしています。

なお、新たな定数削減計画は、平成19年度中に策定する予定です。

区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	171	1,873	4,497	4,537	4,930	4,980	6,050	8,296	10,866	10,207	7,554	241	64,202

- イ 定数削減目標
- 公立学校の教職員や警察官など、法令等により基準が定められているものを除く、県の数量により削減可能な職員定数について、平成17年度～19年度の3年間で421人削減します。また、企業局職員定数については、企業局経営改革5か年計画に定めた定数削減計画により、平成17年度～19年度の3年間で33人削減します。
- 《知事部局》
- 知事部局の一般職員定数を360人削減します。
 - 《教育委員会》
 - 教育委員会事務局職員定数を36人削減します。
 - 県立高等学校事務職員等(県単職員)定数を25人削減します。
 - 《企業局》
 - 企業局職員定数を33人削減します。

ウ 定数削減計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在 単位：人)

区分	削減目標数		平成17年度(1年目)		平成18年度(2年目)		平成19年度(最終年)	
	削減目標数	削減率	実績	削減率	実績	削減率	実績	削減率
知事部局一般職員	360	▲	8,016	7,846	7,726	7,606	▲	410
教育委員会事務局職員	25	▲	842	835	817	806	▲	36
県立高等学校事務職員等(県単職員)	33	▲	639	624	608	601	▲	38
企業局職員	33	▲	485	466	459	452	▲	33

2-1 職員の給与の状況(公営企業職員を除く。)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (18年度末) 人	歳出額 A		実質収支		人件費 B		人件費率 B/A %	(参考) 1年度の 人件費率 %
		千円	円	千円	円	千円	円		
平成18年度	7,042,044	1,558,038,863	6,983,269	656,864,870	42.2	43.1			

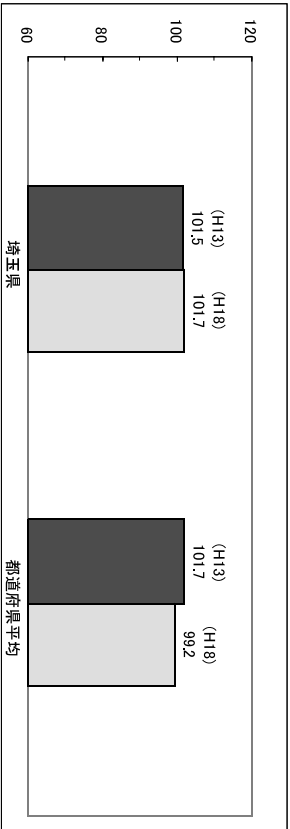
(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円	計 B 千円	
平成18年度	62,311人	302,520,302	62,220,770	127,154,506	491,895,578	7,894

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 職員手当には退職手当を含みません。

(3) ランパイス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ランパイス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(平成19年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.8歳	367,553円	450,191円
技能労務職	52.2歳	366,995円	415,693円
高等学校教育職	46.2歳	422,652円	493,542円
小中学校教育職	45.7歳	402,566円	464,133円
警察職	39.1歳	343,711円	477,882円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表により、(以下同じ)。

- 一般行政職・・・行政職給料表適用者(ただし、国の職務補給係に該当する職員、指導主事、社会教育主事及び高等専門学校教員の除く)及び事務給料表適用者
 - 技能労務職・・・技能給料表適用者
 - 高等学校教育職・・・教員給料表(一)適用者及び高等専門学校教員の除く
 - 小中学校教育職・・・教育職給料表(二)適用者
 - 警察職・・・公安職給料表適用者
- 2 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区分	初任給	2年後の給料	
		176,800円	189,600円
一般行政職	176,800円	189,600円	
技能労務職	142,800円	153,800円	
高等学校教育職	145,100円	157,000円	
小中学校教育職	131,600円	140,333円	
警察職	197,400円	211,700円	

(注) 職種の区分については、以下のとおりです(以下同じ)。

- 高等学校教育職・・・高等学校等前期から特別支援学校の教員及び高等専門学校教員の除く
- 小中学校教育職・・・小中学校等前期から幼稚園の教員を除いたもの

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成19年4月1日現在)

区分	学歴	平均給料月額	
		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	296,444円	404,863円
	高校卒	251,976円	345,804円
技能労務職	高校卒	248,630円	321,902円
	中学卒	—	293,775円
高等学校教育職	大学卒	344,410円	421,816円
	高校卒	273,122円	330,594円
小中学校教育職	大学卒	342,256円	415,250円
	高校卒	316,550円	420,119円
警察職	高校卒	277,047円	376,745円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成19年4月1日現在)

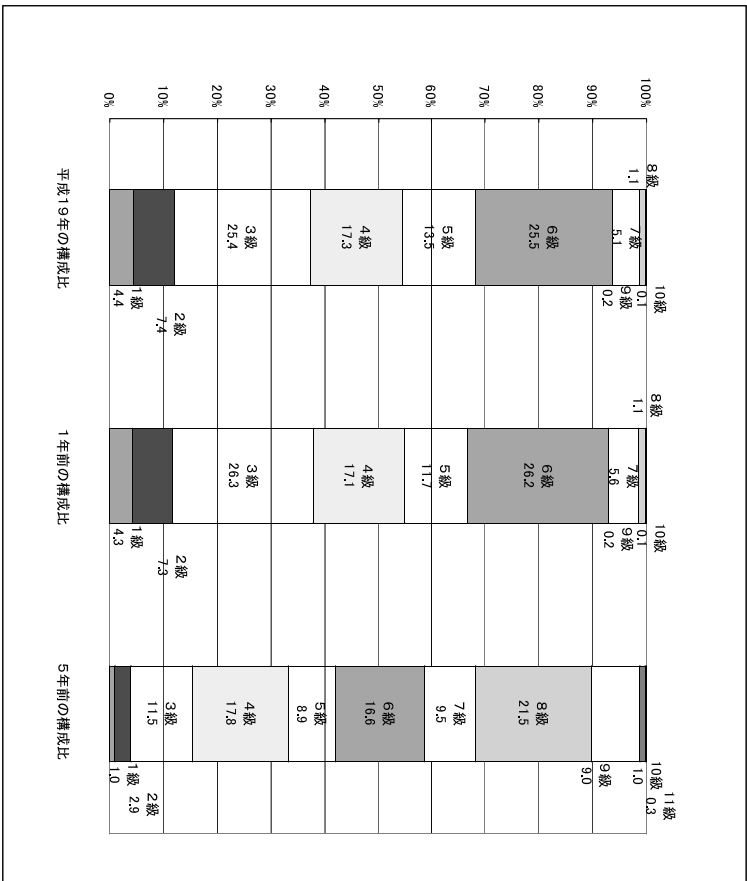
Table showing the status of general administrative staff by grade and position. Columns include grade (1-11), position (Chief, Supervisor, etc.), and count/percentage.

(注) 1 埼玉県の給与条則に基づき給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 給与標準の異動により、級構成の改正が行われています。行政職給料表における改正内容は、以下のとおりです。

Table showing grade composition changes from Heisei 18 to Heisei 19. Columns: Grade, Heisei 18, Heisei 19.



(8) 職員手当の状況

Table comparing staff allowance (periodic, incentive, etc.) for Heisei 18 and Heisei 19. Columns: Allowance type, Heisei 18, Heisei 19.

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成19年4月1日現在)

Table showing retirement allowance details for Heisei 19, including average payment and maximum limits.

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成19年4月1日現在)

Table showing regional allowance details for Heisei 19, including average payment and number of recipients.

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

Table showing special duty allowance details for Heisei 19, including average payment and percentage of staff.

25手当

Table listing various types of allowances (e.g., tax, social security, animal care) and their corresponding staff categories.

放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線防護措置を使用している職員は放射線作業	日額220円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額220円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員等	重大な災害が発生した際の緊急業務	日額610円～730円
特殊取扱い作業手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	日額210円～370円
夜間看護手当	病院に勤務する看護士等	遺体を扱う時間以上の看護業務	1日800円～2,500円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回200円～1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は検察官選考等の業務	日額290円
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学級で担任した期間の経費	日額290円
業務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う業務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導	月額20,000円、日額800円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額500円～3,200円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	10,429,024千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	166千円
支給実績(平成17年度決算)	10,520,345千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	169千円

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 支給実績には、夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 7,149,035	千円 232
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円 ③大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同		千円 4,061,363	千円 116
初任給調整手当		同		千円 102,027	千円 1,790
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	異		千円 6,009,630	千円 114
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 39,617	千円 296
特地域勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4～8%	同		千円 1,226	千円 44
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 →支給率4～16%	同		千円 5,303	千円 279
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たり給与額×135/100	同		千円 1,677,096	千円 27
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,000円～20,000円	同		千円 1,257,783	千円 285

夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務時間当たりの給与額×25/100	同	千円 -	千円 -
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、4,000円～18,000円	同	千円 102,660	千円 17
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額25,900円～136,000円	同	千円 5,156,686	千円 866
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 →月額5,000円～20,200円		千円 7,285,933	千円 188
定時制通信制教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 →月額15,000円～22,000円 夜間勤務1回につき(30円(日額))		千円 284,091	千円 552
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 →月額24,000円～33,000円		千円 310,403	千円 475
農業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 →支給率6%		千円 74,316	千円 379

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(9) 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	知事 1,136,000円 副知事 1,134,000円	(1,420,000円)
報酬	議長 1,144,000円 副議長 1,016,000円 議員 927,000円	
期末手当	知事 2,68月分 副知事 3,35月分	(3,35月分)
退職手当	議長 3,35月分 副議長 3,35月分	
退職手当	知事 1,420,000円×12×在職年数×0.6 副知事 1,134,000円×12×在職年数×0.46	(算定方式) 1期の手当額) 40,896,000円 任期毎 25,038,720円

(注) 1 知事は、給料及び期末手当について、平成19年8月30日まで、20%の減額措置を行っています。

給料及び期末手当の()内は、減額措置を行う前の金額及び支給割合です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=40月)勤めた場合における退職手当の算定額です。

2-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 電気事業
ア 職員給与費の状況

区分	純損益又は 実質収支		職員給与費		職員給与費比率 B/A	17年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A	B	A	B		
平成18年度	千円 893,237	千円 71,779	千円 275,140	千円 30.8	%	% 28.4

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ア) 決算

(イ) 予算

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
平成19年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	25	121,152	32,888	53,037	207,077	8,283

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
48.5歳	445,174円	681,178円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地場手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成18年度決算)
2,089千円

(平成18年度支給割合)	勤勉手当
3.0月分	1.45月分
(1.6月分)	(0.75月分)

(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤労・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)	支給なし
1人当たり平均支給額(平成18年度決算)		

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	6,920千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成18年度決算)	286千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	5%
	支給対象職員数
	25人

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	支給率
3,187千円	245千円	50.0%

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	支給率
3,692千円	140千円	4.617%
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	185千円	

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なるところ	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 —配偶者13,000円等	同	千円 4,218	千円 201
住居手当	①借家等居住者 —家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者—月額4,500円	同	千円 1,856	千円 98
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 —216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 —通費等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 —距離に応じた額	同	千円 4,143	千円 166
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 —23,000円+加算額	同	千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給	同	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給	同	千円	千円

管理職員特別 勤務手当	→勤務回につき1,000円～20,000円 管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務回につき4,000円～18,000円	同	0 千円	0 千円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (→夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	24 千円	6 千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円～136,000円	同	0 千円	0 千円
			9,919 千円	902 千円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用		純損益又は 実質収支		職員給与費 費用に占める 割合		(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A 千円	B 千円	A 千円	B 千円	B/A %	B/A %	
平成18年度	1,583,368	398,081	268,326	16.9	16.9	16.6	

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A 人	給与費			一人当たり給与費 B/A 千円	
		給料 千円	職員工手当 千円	期末・勤労手当 千円		計 千円
平成19年度	29	130,880	36,528	56,356	223,764	7,716

(注) 職員工手当には、退職給付金を含ませぬ。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額等の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	43.7歳	基本給	399,923円	平均月収額	629,951円
------	-------	-----	----------	-------	----------

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当

1人当たりの平均支給額(平成18年度決算)	1,859千円
(平成18年度支給割合)	
期末手当	勤労手当
3.0月分	1.45月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階・職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例	

1人当たり平均支給額 (平成18年度決算)	措置(2%～2.0%加算) 支給なし
--------------------------	-----------------------

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	6,963千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	240千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	5%	29人

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	4,605千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	271千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	58.6%		
手当の名称	主な支給対象職員	3手当	
		左記職員に対する支給単価	月額
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額1,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正様の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	6,008千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	207千円
支給実績(平成17年度決算)	4,721千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	158千円

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なるところ	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	3,924千円	262千円
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額4,500円 ②持家居住者 →大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同	1,404千円	74千円
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →通費等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	4,100千円	152千円
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同	0千円	0千円
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給	同	0千円	0千円

休日勤務手当	→支給率4~8%		同	千円	千円
宿日直手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×138/100		同	千円	千円
管理職員特別勤務手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務回数につき1,000円~20,000円		同	千円	千円
夜間勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務回につき4,000円~18,000円 午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100		同	千円	千円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円		同	千円	千円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 水道用水供給事業
ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	純損益又は実質収支		職員給与費		17年度の総費用に占める職員給与費比率
	A	B	A	B/A	
平成18年度	千円 41,000,140	千円 1,632,129	千円 3,650,696	8.9	% 8.8

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計	
平成19年度	人 339	千円 1,558,748	千円 457,507	千円 681,060	千円 2,697,315	千円 7,957

(注) 職員手当には、退職給付金を含まない。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月額収額の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.0歳	407,728円	628,603円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤労手当等を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当

1人当たりの平均支給額(平成18年度決算)	1,979千円
(平成18年度支給割合)	
期末手当	勤労手当
3.0月分	1.45月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

支給率	自己都合	勤奨・定年
-----	------	-------

勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額(平成18年度決算)	11,110千円	25,137千円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	85,487千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成18年度決算)	248千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
東京都特別区等	10%	4人
埼玉県内	5%	335人

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	59,199千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	254千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	67.5%	
手当の種類(手当数)		3手当
手当の名称	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	月額3,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	56,422千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	164千円
支給実績(平成17年度決算)	70,833千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	200千円

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 54,245	千円 252
住居手当	①借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円 ②持家居住者→月額4,500円	同	千円 22,823	千円 94
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →216,000円(又は50,000円)以内	同	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同	千円 56,154	千円 170

②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同						
単身赴任手当 →23,000円+加算額	同					千円 0	千円 0
特勤勤務手当 生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同					千円 0	千円 0
休日勤務手当 祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×138/100	同					千円 —	千円 —
宿日直手当 宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務回につき1,000円~20,000円	同					千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当 管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務回につき4,000円~18,000円	同					千円 325	千円 6
夜間勤務手当 午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同					千円 18,245	千円 203
管理職手当 管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同					千円 91,825	千円 850

(注) 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 地域整備事業
ア 職員給与費の状況

区分	総費用		純増益又は実質収支		職員給与費		職員給与費に占める17年度の総費用に占める職員給与費比率	
	A	B	A	B	A	B/A	%	%
平成18年度	千円 14,973,326	千円 Δ5,007,915	千円 414,702	千円 2.8	% 1.3			

(注) 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費
		A	B	計	B/A	
平成19年度	人 37	千円 172,194	千円 44,603	千円 76,100	千円 292,897	千円 7,916

(注) 職員手当には、退職給付金を含まず。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.9歳	420,290円	668,145円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤労手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤労手当 1人当たりの平均支給額(平成18年度決算)	2,069千円
(平成18年度支給割合)	
期末手当	勤労手当
3.0月分	1.45月分
(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	・役職加算 5~20%

・管理職加算 15~25%

(注) 1 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	23.5月分 30.55月分
勤続25年	33.5月分 41.34月分
勤続35年	47.5月分 59.28月分
最高限度額	59.28月分 59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)
1人当たり平均支給額(平成18年度決算)	支給なし

(注) 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	10,835千円
支給対象職員1人当たりの平均支給年額(平成18年度決算)	264千円
支給対象地域	支給率
東京都特別区等	10%
埼玉県内	5%
	36人

(注) 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	1,233千円
支給対象職員1人当たりの平均支給年額(平成18年度決算)	176千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	17.1%
手当の種類(手当数)	2手当
手当の名称	主な支給対象業務
現場業務手当	左記職員に対する支給単価
地域整備事務所勤務する職員	月額7,800円、日額50円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員
用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	4,355千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	106千円
支給実績(平成17年度決算)	5,006千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	116千円

(注) 1 平成18年度決算については、議会の決定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同	千円 7,557	千円 292
住居手当	①借家等居住者 →家賃に依りて月額最額27,000円	同	千円 2,486	千円 86
初任給調整手当	②持家居住者→月額4,500円 大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給	同	千円 0	千円 0

通勤手当	→216,000円(又は50,000円)以内	同	千円	千円
①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券面額)			5,934	160
②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額				
単身赴任手当 単身赴任の職員に支給 →23,000円十加算額		同	千円	千円
特勤勤務手当 生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%		同	千円	千円
休日勤務手当 祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×138/100		同	千円	千円
宿日直手当 宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務回数につき1,000円~20,000円		同	千円	千円
管理職員特別勤務手当 管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務回数につき4,000円~18,000円		同	千円	千円
夜間勤務手当 午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100		同	千円	千円
管理職手当 管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円		同	千円	千円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(5) 病院事業
ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は実費収支	職員給与費 B	職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占める職員給与費比率 %
平成18年度	千円 34,445,553	千円 55,839	千円 15,320,104	44.5 %	44.2 %

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
平成19年度	人 1,708	千円 6,876,609	千円 2,934,161	千円 2,879,760	千円 12,690,530	千円 7,430

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月額給与の状況(平成19年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月額給与
36.4歳	366,120円	600,961円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月額給与には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

(ア) 期末手当・勤勉手当
1人当たりの平均支給額(平成18年度決算)
1,396千円

(平成18年度支給割合)
期末手当 勤勉手当
3.0月分 1.45月分

(1.6月分)	(0.75月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算 5~20%	
・ 管理職加算 15~25%	

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成19年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置(2%~2.0%加算)	
1人当たり平均支給額(平成18年度決算)	1,911千円	20,420千円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(ウ) 地域手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	300,061千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成18年度決算)	182千円
支給対象地域	支給率
埼玉県内	5%
	支給対象職員数
	1,663人

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当(平成19年4月1日現在)

支給実績(平成18年度決算)	180,358千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成18年度)	285千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成18年度)	53.7%	
手当の名称	主な支給対象職員	8手当
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	左記職員に対する支給単価
介護及び汚物処理作業手当	病院に勤務する職員	月額9,700円、日額220円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	月額8,000円、日額200円
放射線取扱手当	放射線技術師の職員	日額300円
防護業務手当	放射線管理区域内で行う検査業務	日額220円
運体取扱手当	運体を取り扱う職員	日額200円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	運体を取り扱う作業 1床800円~2,500円
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜における看護業務 勤務1回2,000円~3,300円

(注) 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績(平成18年度決算)	981,943千円
職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)	611千円
支給実績(平成17年度決算)	747,593千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	516千円

(注) 1 平成18年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(カ) その他の手当(平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
	一般行政 一般行政職 職の制度と業		

	との異同	なる内容	(平成18年度決算)	(平成18年度決算)
扶養手当	同	扶養親族のある職員に支給 —配偶者13,000円等	千円 111,894	千円 209
住居手当	同	①借家等居住者 —家賃に充じて月額最額27,000円 ②持家居住者—月額4,500円	千円 129,870	千円 173
初任給調整手当	同	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 —216,000円(又は50,000円)以内	千円 511,054	千円 2,518
通勤手当	同	①交通機関(電車等)利用者 —運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 —距離に応じた額	千円 143,716	千円 120
単身赴任手当	同	単身赴任の職員に支給 —23,000円十加算額	千円 276	千円 276
休日勤務手当	同	休日等において勤務を命ぜられた職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×135/100	千円 —	千円 —
宿日直手当	同	宿直又は日直勤務をした場合に支給 —勤務1回につき1,000円～20,000円	千円 184,355	千円 281
管理職員特別勤務手当	同	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 —勤務1回につき4,000円～18,000円	千円 1,020	千円 92
夜間勤務手当	同	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 —勤務1時間当たりの給与額×25/100	千円 101,328	千円 131
管理職手当	同	管理、監督の地位にある職員に支給 —月額48,200円～139,600円	千円 126,533	千円 1,977

(注) 平成18年度決算については、議案の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(市町村立学校教職員を除く。)

(1) 勤務時間の状況(平成19年4月1日現在)

ア 1週間の勤務時間
原則 40時間

イ 勤務時間

＜知事等及び教育委員会＞		休憩時間	
開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分	午後0時45分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

＜警察本部長＞

開始時刻	終了時刻	休憩時間	
午前8時30分	午後5時30分	午後0時00分	午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況(平成18年1月1日～平成18年12月31日)
平成18年の職員1人当たりの平均使用日数は、10.2日でした。

(3) 病気休暇の取得状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

任命種番	取得者数
知事等	344
教育委員会	1,777
警察本部長	232
計	2,353

(4) 特別休暇等の状況(平成19年4月1日現在)

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日以前6週間目当たる日から及び出産日の翌日から8週間
2 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認める期間
3 通院休暇	一定の妊娠週数等ごとに1回
4 通勤休暇	妊娠中の職員が正規の勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
5 育児休暇	1日2回(1日を通じて90分を超えない範囲内)
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において7日の範囲内)
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められるとき(一の年において3日の範囲内)
8 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間
9 忌引休暇	

親族		日数	
配偶者	10日	血族	姻族
1親等直系尊属	7日	3日	3日
1親等直系尊属	7日	1日	1日
2親等直系尊属	3日	1日	1日
2親等直系尊属	1日	—	—
2親等傍系者	3日	1日	1日
3親等直系尊属	—	—	—
3親等傍系尊属	1日	—	—
3親等直系尊属	—	—	—
3親等傍系者	—	—	—

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
平成17年度 平成18年度	平成17年度 平成18年度	平成17年度 平成18年度	平成17年度 平成18年度	平成17年度 平成18年度	平成17年度 平成18年度
1 481	623	481	624	1	1

(2) 処分事由別分限処分者数 (単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
勤務成績が良くない場合 (法第20条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第20条第1項第2号、第2項第1号)					478	620			478	620		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第20条第1項第3号)					1				1			
職務の放棄等により過期等を生じた場合 (法第20条第1項第4号)												
刑事事件に関り起訴された場合 (法第20条第2項第2号)					2	2			2	2		
条例に定める事由による場合 (法第21条第1項)					1	1			1	1		
合計					1	481	623		481	624		1

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に算目して計上したものであり、遅く数です。
2 法では、地方公務員法をいいます(以下同じ)。

(3) 懲戒処分者数 (単位：人)

報告	減給		停職		免職		合計	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
41	25	23	28	14	11	10	9	88
								73

(4) 処分事由別懲戒処分者数 (単位：人)

区 分	報告		減給		停職		免職		合計	
	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
法令に違反した場合 (法第22条第1項第1号)										
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第22条第1項第2号)	9	5	2	1	2		1		14	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 (法第22条第1項第3号)	2	1	4	6	5	7	6	9	17	23
合計	41	25	23	28	14	11	10	9	88	73

5 職員の服務の状況 (市町村立学校教職員を除く。)

(1) 職員の守るべき義務

服務とは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。服務の根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならぬことを規定しています。職員の服務に関する具体的事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、服務の根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものと、教育職員の服務に関する具体的事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されています。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第31条)
 - ② 信用失墜行為の禁止 (地方公務員法第33条)
 - ③ 秘密を守る義務 (地方公務員法第34条)
 - ④ 職務に専念する義務 (地方公務員法第35条)
 - ⑤ 政治的行為の制限 (地方公務員法第36条)
 - ⑥ 争議行為等の禁止 (地方公務員法第37条)
 - ⑦ 営利企業等の従事制限 (地方公務員法第38条)
- なお、警察職員が行う服務の宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」と規定されています。
- ① 兼職及び他の事業等の従事 (教育公務員特例法第17条)
 - ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限 (教育公務員特例法第18条)
 - ③ 研修 (教育公務員特例法第21条)

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出に関する留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めたものです。

(3) 服務規律の遵守に関する取組

ア 平成18年度に行った取組	取組内容
任命権者 知事等及び教育委員会 (事務局職員)	「倫理推進員研修会」 年度当初5月に倫理推進員(各所属において所属長に次ぐ職位の者)研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「所属長会議等」 適宜、所属長会議を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会(教員)	不祥事防止に向けた教職員の意識の啓発を図るため、実際におきた具体的事例等を活用した校内研修会を全県立学校で実施した(県立学校)。
警察本部長	職務倫理全般に関する教養を実施した(服務を含む)。

イ 職員への周知の状況

任命権者 各任命権者	周知の方法 各種会議、電子メール	周知した内容 服務規律確保全般
---------------	---------------------	--------------------

(4) 職務に専念する義務の免除
職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」(地方公務員法第35条)とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限
営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかんその事業若しくは事務に従事してはならない。」(地方公務員法第38条)とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況(平成18年4月1日～平成19年3月31日)	
任命権者	許可件数
知事等	867
教育委員会	2,436
警察本部長	153
計	3,456

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修計画

任命権者	計画
知事等	平成18年度県職員研修実施計画(教員を除く。)
教育委員会	平成18年度研修計画(教員)
警察本部長	平成18年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別研修	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	1,772人
選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修	希望する職員	自治人材開発センターほか	1～4日	715人
特別研修	階層別研修、選択研修、講師養成研修及び一部局専門研修以外の集合研修	推薦された職員など	自治人材開発センターほか	0.5～3日	1,626人
講師養成研修	5コース 31回 研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修	各職場の研究担当者など	自治人材開発センターほか	0.5～2日	138人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

<教育委員会(教員)>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初年、5年、10年、20年の経年数に応じ、専門職としての必要な知識及び技能を習得するための研修	各経年数に該当する教職員	総合教育センターほか	5～25日	2,183人
特定研修	21講座 特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題に関する研修	推薦された教職員など	総合教育センターほか	0.5～42日	3,947人
専門研修	32講座 教科等における指導力の向上を図る、幅広い知識・技能の習得を目指す研修	希望する教職員	総合教育センターほか	0.5～20日	3,877人
管理職研修	62講座 学校管理・運営、教育指導上の諸問題等についての研修	校長、教頭、事務長など	総合教育センターほか	2～5日	808人

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別任用科	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級別区分に従い実施する研修	それぞれ職務の階級別区分に該当する職員	警察学校	2週間 1,782人	10か月
部門別任用科	職務遂行上必要な専門的かつ高度	それぞれの	警察学校	2週間	105人

専科	な知識及び技能を習得させるために実施する部門別の研修 3課程 4回	部門に該当する職員	4週間	~
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるために実施する研修 29課程 38回 144課程 317回	それぞれの部門に該当する職員	警察学校 0.5~30日	1,207人 6,891人

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会(事務局職員) >

評価制度の概要	実績評価: 仕事の業績(業績と過程)を評価 ①実績評価: 仕事の成果と手順を測定(目標管理を活用) ②職務達成過程評価: 職務達成に向けた過程の適正さを測定 能力評価: 職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価
対象職員等	一般職の職員(大学教員等は対象外) ・実績評価 評価基準日: 2月1日 評価対象期間: 4月1日~翌3月31日 能力評価 評価基準日: 1月1日 評価対象期間: 前年11月2日~11月1日(基準日以前1年間)
評価の基準	○主幹級以上の職員 ・実績評価(最終評価) 評価 内容 S 実績が特に良好である A (Sは実績が極めて良好な場合) B 実績が良好である C 実績がやや良好でない D 実績が良好でない ・能力評価(最終評価) 評価 内容 S 職位における期待水準を大きく上まわる A 職位における期待水準を上まわる B 職位における期待水準である C 職位における期待水準を下まわる D 職位における期待水準を大きく下まわる

評価の基準	○主査級以下の職員 ・実績評価(最終評価) 評価 内容 S 職位における期待水準を大きく上まわる A 職位における期待水準を上まわる B 職位における期待水準である C 職位における期待水準を下まわる D 職位における期待水準を大きく下まわる ・能力評価(最終評価) 評価 内容 S 職位における期待水準を大きく上まわる A 職位における期待水準を上まわる B 職位における期待水準である C 職位における期待水準を下まわる D 職位における期待水準を大きく下まわる
-------	---

評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。
その他	・評価者研修を実施(実施主体: 彩の国さいたま人づくり広域連合)

<教育委員会(教員) >

評価制度の概要	・目標による管理の手法の導入(実績評価) ・能力、意欲等の評価の実施(行動プロセス評価) ・複数の評価者による評価 ・評価結果のフィードバック ・評価結果の活用(人材育成、人事管理等) ・評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置
対象職員	すべての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。)
評価期間等	・基準日: 2月1日 ・評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで
評価の基準	・実績評価・段階別評価の基準 評価 内容 S 困難度の高い職務に対して期待以上の実績であった A 期待以上の実績であった B 期待とおりの実績であった ※標準的な評価段階 C 期待を下回る実績であった D 期待を大きく下回る実績で、支障をきたした ・行動プロセス評価・段階別評価の基準 評価 内容 S 職務を遂行する上で、通常必要な水準を上回っている A 職務を遂行する上で、通常必要な水準をほぼ満たしている ※標準的な評価段階 B 職務を遂行する上で、通常必要な水準を満たしておらず努力が必要である C 職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず支障をきたしており、かなりの努力が必要である D

<警察本部長 >

評価制度の概要	勤務評定は、実績評定、能力等評定の区分により実施している。
評価結果等の活用	・総合評価 自己申告シートの実績評価と人事評価シートの行動プロセス評価を統合した評価であり、S A B C Dの5段階の絶対評価を行う。 教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 ・評価者研修を実施(教育委員会主催)
その他	

対象職員	中等の職員を除く警察官及び一般職員
評価期間等	1 実績評定 (1) 評定日: 2月1日 (2) 評定期間: 2月1日 ~ 1月31日 2 能力等評定 (1) 評定日: 12月1日

評価の基準	(2) 評定期間：12月1日～11月30日 1 絶対評価(5段階評価) A：抜群である B：優れている C：良い、普通 D：やや劣る E：劣る 2 相対評価(6段階評価) A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+、C、D及びE：分布基準なし
評価結果等の活用	評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力のある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性、客観性を高めるため、評定者に対する指導、教養を実施した。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区分	事業名	内容等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	基
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 4,506人	全員	○	○
	がん検診	胃、肺、大腸 912人	希望者	○	○
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 5,200人	希望者	○	○
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 415人	0歳、5歳児等 全員	○	○
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 3,783人	全員	○	○
元氣回復	スポーツ大会	バレーボール外 2,596人	各所属	○	○
	マイセリクジョウ事業	スポーツ、文化、健康管理等の普及啓蒙 21,542人	全員	○	○
	その他	体育文化活動の促進 19件	該当団体	○	○

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

<教育委員会>

区分	事業名	内容等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	基
保健	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 515人	全員	○	○
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 9,040人	全員	○	○
	結核健診(県立学校)	胸部X線 8,701人	全員	○	○
	がん検診	胃 4,159人	5歳以上の希望者等	○	○
	人間ドック	1泊ドック等 18,954人	希望者	○	○
元氣回復	歩いて健康づくり事業	健康増進、心身のリハビリ 42,992件	全員	○	○
その他	ライオンプラン	年代別のセミナーの開催 2,432人	40歳以上の希望者	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

<警察本部長>

区分	事業名	内容等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	基
保健	定期健康診断	がん検診、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 3,866人	全員	○	○
	人間ドック	がん検診、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 7,040人	希望者	○	○
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、がん検診、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 419人	希望者	○	○
その他	ライオンプラン	年代別のセミナーの開催 805人	該当者	○	○
	各種厚生事業	保健、育児支援事業	該当者	○	○

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉県支部」を、五助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度

<知事等>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	国
短期給付 (健康保険後) 法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 236,109件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,534件	該当者	○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者	○	
	その他給付	家族療養費附加金一部負担金 2,894件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 453件	該当者	○	

<教育委員会>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	国
短期給付 (健康保険後) 法定給付	保健給付	医療費等 805,181件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 5,212件	該当者	○	
	災害給付	災害見舞金等 6件	該当者	○	
	その他給付	家族療養費附加金等 10,260件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 897件	該当者	○	

<警察本部長>

区分	事業名	内容 件数等の実績(平成18年度)	対象者	事業主体	
				県	国
短期給付 (健康保険後) 法定給付	保健給付	医療費、出産費等 264,749件	該当者	○	
	休業給付	育児休業手当金等 647件	該当者	○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者	○	
	その他給付	家族療養費附加金一部負担金 3,595件	該当者	○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 552件	該当者	○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(平成18年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	77	13	90
教育委員会	282	17	299
警察本部長	328	12	340
計	687	42	729

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況(平成18年度)

(1) 採用試験の実施状況(平成18年度)

試験区分	試験職種	主受験資格(加配)の年齢(日明記)	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	・昭和53年4月2日～昭和60年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)	第1次試験日 平成18年07月25日	第1次合格発表日 平成18年7月4日	第1次試験 択一式50問出題 (選択式解答)
	福祉	・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、平成19年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認められる人	第2次試験日 平成18年7月10日 ～7月20日	最終合格発表日 平成18年8月22日	40問解答2時間 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察事務各50問出題 (選択式解答) 40問解答2時間
	設備	・福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成19年3月31日までに資格取得見込みの人			
	総合土木				
	建築				
	化学				
	農業				
	林業				
警察事務職員採用 上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	・昭和53年4月2日～昭和60年4月1日に生まれた人(21歳～27歳)で、薬剤師免許を有する人又は平成19年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和60年4月2日以降に生まれた人で、平成19年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認められる人で、薬剤師免許を有する人又は平成19年春季の国家試験で取得見込みの人			第1次試験 択一式50問出題 (選択式解答) 40問解答2時間
	獣医師	・昭和51年4月2日～昭和58年4月1日に生まれた人(23歳～29歳)で、獣医師免許を有する人又は平成19年春季の国家試験で取得見込みの人 ・昭和58年4月2日以降に生まれた人で、平成19年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認められる人で、獣医師免許を有する人又は平成19年春季の国家試験で取得見込みの人			第2次試験 適性試験 1題 75分 論文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、集団討論
	保健師	・昭和53年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人(20歳～27歳)で、保健師免許を有する人又は平成19年春季の国家試験で取得見込みの人			第1次試験 択一式50問出題 第2次試験 択一式50問出題 (技術系、栄養士)択一式40問2時間
	栄養士	・昭和60年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた人(19歳～20歳)で、栄養士免許を有する人又は平成19年3月31日までに取得見込みの人	第1次試験日 平成18年9月24日 第2次試験日	第1次合格発表日 平成18年10月4日 最終合格発表日	第1次試験 択一式50問2時間 第2次試験 択一式40問2時間

職員採用 初級試験	一般事務 設備 総合土木 農業	昭和60年4月2日～平成元年4月1日に生まれた人(17歳～20歳)	平成18年10月13日 ～10月18日	平成18年11月22日	第2次試験 適性試験 1題 60分 (評面は2次試験) 人物試験 個別面接
警察事務職員採用初級試験 市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験 民間企業等 職務経歴者職員 採用試験	一般行政 職務経歴者職員 採用試験	・昭和46年4月2日～昭和53年4月1日に生まれた人(20歳～24歳)で、民間企業等における職務経歴を5年以上有する人	第1次試験日 平成18年9月24日 第2次試験日 平成18年10月28日 ～10月29日	第1次合格発表日 平成18年10月12日 最終合格発表日 平成18年11月22日	第2次試験 択一式40問2時間 論文試験 1題 75分 第2次試験 適性試験 人物試験 個別面接、集団面接
警察官(巡査) 採用試験	I類	・昭和61年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成19年9月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成18年5月14日 第2次試験日 平成18年6月10日 ～6月22日	第1次合格発表日 平成18年5月16日 最終合格発表日 平成18年5月10日	第2次試験 択一式 50問 論文(作)文試験 1題 60分 適性試験 第2次試験 人物試験 個別面接、集団 体力検査 身体検査
県内第 回試験	II類	・昭和51年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳～22歳) ・前記I類の受験資格のほか、次のいずれかに該当する語学力堪能な人 ① 海外留学等の経歴が1年以上ある人 ② 外国語指導の業務に2年以上従事したことのある人 ③ 外国語の通訳・翻訳の経歴が2年以上ある人 ④ 上記①～③に相当する語学力を有する人			(国際検査 I 類) 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 適性試験 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、集 体力検査 身体検査
	武道・体育 指導 I 類	・前記 I 類の受験資格のほか、次に掲げるいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する人 ① 柔道 段位が4段以上の人(卒業見込みの人に限り、3段を含む。)で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた人 ② 剣道 段位が4段以上の人(卒業見込みの人に限り、3段を含む。)で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会			

警察官(巡査) 採用試験	I類	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成19年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成18年9月17日	第2次試験日 平成18年10月14日 ～10月20日	第1次合格発表日 平成18年10月10日	第2次合格発表日 平成18年12月5日
	II類	・昭和59年4月2日～昭和62年4月1日に 生まれた人(19歳～29歳)で、学校教 育法による短期大学又は専修学校(2 年以上の専門課程で年間授業時数 が600時間以上のものに限る)を卒業 した人又は平成19年3月までに卒業見 込みの人等	第1次試験日 平成19年2月28日	第2次試験日 平成19年2月24日 ～2月28日	第1次合格発表日 平成19年2月20日	第2次合格発表日 平成19年4月3日
警察官(巡査) 採用試験	I類	・昭和59年4月2日以降に生まれた人で、 大学を卒業若しくは平成19年3月まで に卒業見込みの人又はこれらの人と 同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成19年2月28日	第2次試験日 平成19年2月24日 ～2月28日	第1次合格発表日 平成19年2月20日	第2次合格発表日 平成19年4月3日
警察官(巡査) 採用試験	II類	・昭和59年4月2日～昭和62年4月1日に 生まれた人(19歳～29歳)で、学校教 育法による短期大学又は専修学校(2 年以上の専門課程で年間授業時数 が600時間以上のものに限る)を卒業 した人又は平成19年3月までに卒業見 込みの人等	第1次試験日 平成19年2月28日	第2次試験日 平成19年2月24日 ～2月28日	第1次合格発表日 平成19年2月20日	第2次合格発表日 平成19年4月3日
警察官(巡査) 採用試験	III類	・昭和59年4月2日～平成元年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当し ない人(17歳～29歳)	第1次試験日 平成18年7月17日 ～11月下旬	第2次試験日 平成18年7月17日 ～11月下旬	第1次合格発表日 平成18年7月上旬 ～11月下旬	第2次合格発表日 平成18年12月5日
警察官(巡査) 採用試験	IV類	・昭和59年4月2日～平成元年4月1日に 生まれた人で、I類・II類に該当し ない人(17歳～29歳)	第1次試験日 平成18年7月17日 ～11月下旬	第2次試験日 平成18年7月17日 ～11月下旬	第1次合格発表日 平成18年7月上旬 ～11月下旬	第2次合格発表日 平成18年12月5日

採用試験	生まれた人で、I類に該当しない人 (17歳～29歳)
県外試験	

試験区分	試験職種	採用予定数	申込者数	1次試験		2次試験		最終合格数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数		
警察官採用試験	一般行政	人	人	人	人	人	人	人	倍
		40	1,618	1,047	168	137	55	19.0	
		7	96	75	29	27	10	7.5	
		6	44	29	19	17	6	4.8	
		8	102	57	32	30	11	5.2	
		7	46	42	24	21	7	6.0	
		8	110	73	33	29	10	7.3	
		1	25	20	4	3	1	20.0	
		1	20	14	4	3	1	14.0	
		13	490	335	52	46	19	17.6	
警察事務職員採用試験	業務	人	人	人	人	人	人	人	倍
		25	603	480	94	86	30	16.0	
		3	46	35	19	16	5	7.0	
		7	23	13	11	10	8	1.6	
		3	28	23	11	9	3	7.7	
		9	47	40	23	22	9	4.4	
		9	189	148	38	32	14	10.6	
		1	3	3	1	1	0		
		1	4	4	1	1	0		
		1	6	5	2	2	0		
警察事務職員採用試験	一般行政	人	人	人	人	人	人	人	倍
		3	79	59	22	21	7	8.4	
		15	223	181	65	55	27	6.7	
		4	464	325	24	24	7	46.4	
		172	4,266	3,008	676	592	230	13.1	

試験区分	試験職種	採用予定数	申込者数	1次試験		2次試験		最終合格数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数		
警察官男性	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	350	3,362	2,644	1,284	1,140	454	5.8		
警察官女性	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	70	803	633	311	267	108	5.9		
警察官男性	II類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	145	1,661	1,311	604	558	226	5.8		
警察官女性	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	40	735	544	165	144	58	9.4		
警察官女性	II類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	10	204	145	38	33	12	12.1		
警察官女性	III類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	15	369	307	75	73	23	13.3		
国際検査	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	6	20	18	5	4	2	9.0		
武道・体育指導	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	4	8	8	6	6	2	4.0		
県外募集	I類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	36	1,639	1,193	181	125	31	38.5		
県外募集	II類	人	人	人	人	人	人	人	倍
	24	1,088	828	235	154	47	17.6		
警察官採用試験 計		700	9,889	7,631	2,904	2,504	963	7.9	

(2) 採用選考の実施状況(平成18年度)

採用選考実施状況総括表	(単位:人)	
区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	73	73
定例選考 ※2	274	202
身体障害者選考	26	4

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職種は、理学療法士、精神保健福祉指導職などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格(市の年齢は平成18年1月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員(看護師)選考	人 206	人 150	倍 1.3	昭和46年4月2日以降に生まれた人(34歳まで)で、看護師免許を有する人又は平成18年度の試験で取得済みの人	平成18年9月10日	平成18年10月13日	作文試験 1題 1時間 適性試験 個別面接

※看護師については、平成19年1月23日にも選考を実施した。

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格(市の年齢は平成18年1月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
身体障害者を対象とした選考	人 26	人 4	倍 6.5	昭和51年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人(1歳～29歳) ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力運動が可能で、かつ介護者なしに週40時間の職務遂行が可能の人 ・原則として、平成18年4月29日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人 ・住民印欄文による出題に対応可能な人	第1次選考 平成18年10月23日 第2次選考 平成18年11月16日	1次合格発表日 平成18年11月7日 最終合格発表 平成18年12月16日	1次選考 択一式40問 教養試験 2時間 作文試験 1題 1時間 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況(平成18年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数 A	合格者数 人	受験者数 人	合格者数 人			
警部	人 1,023	人 1,007	人 271	人 270	人 117	人 116	人 72	倍 14.0
警部補	人 1,845	人 1,828	人 480	人 478	人 289	人 289	人 234	倍 7.8
巡查部長	人 2,362	人 2,344	人 538	人 536	人 427	人 427	人 350	倍 6.7

(4) 昇任選考の実施状況(平成18年度)

(単位:人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	28	28
課長級	71	71
副課長級	110	110
主幹級	253	253
主査級	549	549
警部補	—	—
警部	24	24
巡查部長	23	23

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数 A	合格者数			
主査級 昇任試験	人 858	人 681	人 73	人 123	人 66	倍 12.2

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
平成18年10月18日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員
の給与等について報告及び勧告を行った。

1 公民給与較差に基づく給与改定	① 公民給与の比較方法の見直し 民間企業の同種・同等の業務を行う従業員の給与水準をより広く把握し、本県職員の給与に反映させるために、国に準じて、比較対象となる企業規模を100人以上から50人以上とするなど、公民給与の比較方法の見直しを行う。
② 給与改定の内容 ア 給料表、諸手当ともに改定を行わない。 イ 期末・勤勉手当の改定を行わない。	
2 給与構造の見直し	① 管理職手当 ア 年功的な給与処遇を改め、職務・職責を端的に反映できるように定率制から定額制へ見直しを行う。(平成19年4月1日から実施) イ 支給対象職員が広範囲であることなどを踏まえ、見直しを行う必要がある。
② 地域手当 公民給与較差が小さいことから、現行どおりの支給割合とする。	
③ 勤務実績の給与への反映等 ア 勤務実績の勤勉手当への反映については、これまでの取組の検証を行うとともに、着実に進めていくことが必要である。 イ 新たな昇給制度については、制度の趣旨に鑑み、適切な運用を図っていくことが必要である。	
④ その他の手当等 ア 特殊勤務手当 月額支給の手当の月額化について、見直しを進めていく必要がある。 イ 農林業営及指導手当 他の都道府県の動向等を踏まえ、見直しを進めていく必要がある。 ウ 教育職員の諸手当 国の検討状況を注視しつつ、教育職員の職務と責任の特殊性に鑑み、諸手当を含めた給与について、見直しを進めていく必要がある。 エ 通勤手当 駐車場、駐輪場の経費について、引き続き研究していくこととする。 オ 扶養手当 国に準じて、3人目以降の子等の支給月額額の改定を行う。(平成19年4月1日から実施) 5,000円 → 6,000円 (+1,000円) その他、級別人員構成や給料の調整額などについても引き続き見直しに取り組み必要がある。	

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成19年3月31日現在)

措置要求事項	要求者	要求内容	要求年月日	受理年月日	審理の結果	備考
平成18年(措)第1号	市立中学校教諭	市教委に対し、県費負担教職員からの学校敷地内における駐車料金徴収の撤回又は免除を求める。	18.9.11	18.9.14	18.12.1	棄却

処理計1事案1件

(2) 係属中のもの

(平成19年3月31日現在)

措置要求事項	要求者	要求内容	要求年月日	受理年月日	審理の結果	備考
平成19年(措)第1号	県立高校教諭	教育委員会及び校長に対し、土曜授業を行わないことを求める。	19.1.25	19.2.9	係属中	
平成19年(措)第2号	県立高校教諭	校長に対し、修学旅行における超過勤務の適切な割振り変更を行うことを求める。	19.3.15	19.3.23	係属中	

係属中計2事案2件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 平成18年度中に処理したもの

(平成19年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
平成19年(不)第1号事案	埼玉県教 育委員会	免職	強いてわいせつな行為はしていない。	19.1.9	19.1.12	書面審理	19.3.23	処分承認

処理計1事案1件

(2) 係属中のもの

(平成19年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
昭和60年以前12事案	埼玉県教 育委員会	停職、減給、戒告	一斉休職闘争に際してストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当・かつ当然な行動である等。	昭36.1.12 外	昭36.1.25 外	準備手続1回 口頭審理68回 外	係属中 166件	
平成18年(不)第1号	知事	停職	事件を総合的にとらえずに処分が行われた。停職は重すぎる。	18.2.20	18.2.23	H19年度口頭審理実施予定	係属中	
平成18年(不)第2～4号	埼玉県教 育委員会	戒告	組合交渉を無視した違法な職務命令に基づく処分である。	18.4.13	18.4.25	H19年度口頭審理実施予定	係属中	審査併合

係属中計14事案170件

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
（郵便料金を含む） 一年四万三千四百円
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 （代表） 四八―八二四―二二一―一 埼玉新聞サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 （代表） 四八―八六二―二九〇―二